



令和6年度

「実技試験が免除される」

後期 技術講習の受講生募集

国土交通大臣
指 定

福島県自動車整備振興会
技 術 講 習 所

種 目	教場名	募集定員	講習時間及び期間	受講料及び教科書代及び保険料 (消費税込み)		
				会 員	団体会員	非 会 員
三級自動車 シャシ	郡 山 いわき	30名 30名	午前9時～16時 〔土曜日は月3回程度〕 〔日曜日は月4回程度〕	59,124 円 〔受講料 49,500円〕 〔教科書代 9,226円〕 〔保険料 398円〕	73,974 円 〔受講料 64,350円〕 〔教科書代 9,226円〕 〔保険料 398円〕	108,624 円 〔受講料 99,000円〕 〔教科書代 9,226円〕 〔保険料 398円〕
				二級ガソリン 自動車	郡 山 いわき	30名 30名

※実習場改修工事のため、福島教場は開講いたしませんのでご了承ください。

受付期間 令和6年8月26日(月)より9月6日(金) (平日16時)まで定員になり次第締切ります。(先着順受付)

注意事項

1. 受講申請時には、大学、高等専門学校、工業高校等の機械、電気又は電子に関する学科を卒業された方は、それを証する書面。また、すでに他の整備士資格を有する方は、その合格証等、受講資格に合致する書面を提示し、確認を受けてください。
2. 受講申請者は、必ず所属事業場代表者の承諾を得て、申請書の事業場欄に代表者印の押印を受けてください。
3. 現在所属している事業場で実務経験年数が受講資格要件を満たさない場合は、以前に勤務していた事業場の代表者より別紙の「実務経験証明書」が必要となります。
4. 実務経験として認められる自動車整備作業とは、原則として特定整備事業の認証を受けた事業場での分解、点検、調整等をいいます。
※洗車作業やオイル、タイヤ、灯火装置、ワイパー等の交換作業のみの作業及びアルバイトなど臨時で勤務しているような作業は実務経験とは認められません。

※定員に満たない場合は、開講を延期することがあります。
 ※各種目とも定員の過半数に満たない場合は、受講者を一部の教場に集約して開講する場合があります。

特 典

本講習の修了者は国家検定の実技試験が2年間免除されます。

受講資格

- 三級自動車シャシ
 - ①講習修了日の前日において自動車整備作業に関する実務経験を1年以上有する者。(15歳となった日以後の経験に限る)
 - ②大学、高等専門学校及び工業高等学校等の機械、電気又は電子に関する学科を修めて卒業した者で、講習修了日の前日において自動車整備作業に関する実務経験を6ヶ月以上有する者。
 - ③自動車タイヤ整備士、自動車車体整備士取得者。
※整備士の合格証書の写し、卒業を証する書面等を提出していただきます。
※三級基礎課程を修了して2年以内の方は、お問い合わせください。
- 二級ガソリン自動車
 - ①三級整備士資格を取得した日から、講習修了日の前日において自動車整備作業に関し、3年以上の実務経験を有する者。
 - ②一種養成施設の三級課程を修了した者、工業高等学校の機械、電気又は電子に関する学科を修めて卒業した者で、三級整備士資格を取得した日から講習修了日の前日において自動車整備作業に関し2年以上の実務経験を有する者。
 - ③大学および高等専門学校の機械、電気又は電子に関する学科を修めて卒業した者で、三級整備士資格を取得した日から講習修了日の前日において自動車整備作業に関し1年6ヶ月以上の実務経験を有する者。
※三級整備士の合格証書の写し、卒業を証する書面等を提出していただきます。

申込み方法

1. 申請者は申込書に必要事項を記入のうえ、写真(たて4cm・よこ3cm)・受講料(受講料・教科書代・保険料)を添えて、教場窓口(福島、郡山、会津、いわき支部)にお申込みください。
2. 申込書は支部事務局で配付しております。一度納入された受講料は理由を問わず払い戻しは致しません。
※ 団体会員(車体・電気装置・二輪)の受付は各団体事務局へお問い合わせください。

申込み場所

- 福島教場……福島市吉倉字吉田5 振興会 福島支部 TEL (024) 546-5858
- 郡山教場……須賀川市宮の杜12-7 振興会 郡山支部 TEL (0248) 75-4652
- 会津教場……会津若松市館馬町12-18 振興会 会津支部 TEL (0242) 27-0210
- いわき教場……いわき市内郷綴町舟場1-126 振興会 いわき支部 TEL (0246) 26-0511